

OR ワーカーのための企業会計基礎講座 (3)

株式会社の財務諸表

伏見 多美雄

はじめに

前の2つの回では、財務会計とよばれる会計方式を念頭におきながら、

- (イ) 企業会計はどういう約束ごとの上で行なわれるか
- (ロ) その基本的なメカニズムはどのようなものか
- (ハ) そのメカニズムを具体的な実務にのせるための“容れもの”である複式簿記は、どのようなしくみになっているか

ということを、簡単な例を使いながら説明した。

今回は、このような知識を土台にして、実際の株式会社の財務諸表、とくに損益計算書(略称 P/L)と貸借対照表(略称 B/S)の見方を、やや立ち入って説明しよう。

順序として、前の回に使った「ミナト商会」が、通常の公開株式会社に準じたやり方で利益処分をし、外部報告用の P/L と B/S を作成する場合を想定して、話をすすめることにしよう。

1. 税引後利益と会計処理

ミナト商会は、1978年度の事業活動によって、30百万円の当期利益をあげた(第1回の表1.3の P/L または表1.4の B/S を参照)が、この利益は、まだ法人税等を差引く前の金額(いわゆる税引前利益)であった。

一般に、企業が支払わなければならない税金のうち、利益に対して課されるものに、法人税と都道府県民税および市町村民税がある(あとの2つは、まとめて住民税とよばれている)。これらは本来のたてまえとしては、企業利益を計算したあとで、その利益処分(国や地方政府が企業利益の分け前を受ける)として支出されるものであるが、現実には、企業家にとってのコストとみなされるので、これを法人税等負担額という費用項目であるかのごとく扱い、それを差引いたあとの利益(配当や役員賞与などの対象になる利益)を当期純利益とする報告形式が一般化している。

〈補説〉

企業利益に比例して税額が決められるものには、以上のほかに事業税というものがある。企業家からみれば、これを法人税や住民税と区別する特別の理由はないが、制度上は、

- (イ) 本来、事業税は特定地域で事業を営むという便益を地方政府から与えられる代償としての税金であるとみなされ、
- (ロ) したがって、年度決算では、営業費用に計上する(つまり「税引前利益」を求めるとき費用として差引かれる)

という扱いをすることになっている。

さて、ミナト商会についてつぎの取引例を想定しよう。

[例2] 株式会社ミナト商会では、決算利益に対する法人税と住民税の課税額(確定申告額)が13百万円と決まった。

税金の支払いも会計上の「取引」であるから、これをつぎのように仕訳して元帳勘定に記録することになる。

(借方) 法人税等負担額 13 (貸方) 未払税金 13

なお、決算の時点では税額が確定していない場合も多い。その場合は、貸方を「未払税金」(負債項目)とする代わりに「納税引当金」という勘定科目(負債金額が未確定であることを示す名称)とし、税額が確定したときに「未払税金」勘定に振替える。

2. 利益処分の会計処理

上のようにして税引後利益(単に「当期利益」とよぶことも多い)が確定したあと、通常の株式会社では、つぎのような種類の利益処分を行なう(利益処分案は株主総会に提出して承認を求める)。

- (イ) 株主にどれだけ配当するか。
- (ロ) 経営者(役員)にどれだけ報酬(賞与)を支払うか。

(v) どれだけを、将来に備えて積立金とするか。

ここで、積立金については、

(a) 商法の規定によって強制的に積立てを要求されるもの——これを利益準備金とよぶ——と、

(b) 企業が任意に決めるもの——これを任意積立金という——

の2種類がある。前者について、わが国の商法（第288条）は、毎期の金銭配当額の10分の1以上を、総額が資本金の4分の1に達するまで、利益準備金として積立てることを要求している。

また、後者については、将来の財務基盤を固くする目的で、任意に定めてよい。たとえば工場新設積立金とか、海外投資リスク積立金とか、万国博積立金…など、各種各様のものがありうる。

以上のことからわかるように、会計上の積立金というのは、利益のうち、配当などに流出させないで社内に留保（再投下）することに決めた金額をさすのであって、そのような名称の現金や預金の積立額を意味するのではないことに注意する必要がある。

ここで、ミナト商会についてつぎのような例を考えてみよう。

[例3] ミナト商会では、翌年の2月20日に株主総会を開いて、つぎのように利益処分を決めた。

(a) 株主に10百万円（資本金の10%）の配当を支払う。

(b) 経営者である三浦氏と小金氏に合わせて4百万円の役員賞与を支払う。

(c) 商法の規定に従い、配当の10%に当たる1百万円を利益準備金として積立てる。

(d) 残額の2百万円（=30-13-10-4-1）はそのまま未処分利益として繰り越す（つぎの年度には、この額に次年度の税引後利益を加算した金額が利益処分の対象額になる）。

表 3.1 ミナト商会の未処分利益勘定

		(単位百万円)	
(借方)	未処分利益	(貸方)	
12/31 法人税等負担額	13	12/31 損	30
次期繰越	17		30
	30		30
2/20 未払配当金	10	1/1 前期繰越	17
未払役員賞与	4		
利益準備金	1		

上の取引を仕訳するとつぎようになる。

(借方) 未処分利益 15 (貸方) 未払配当金 10
未払役員賞与 4
利益準備金 1

この結果未処分利益勘定の内容は表3.1のようになる。

表 3.2 株式会社 ミナト商会の P/L

損益計算書(単位百万円)

(1978年1月1日より
同年12月31日まで)

経常損益の部	
I 売上高	235
II 売上原価	
1. 商品期首棚卸高	0
2. 当期商品仕入高	205
3. 商品期末棚卸高	30
	175
売上総利益	60
III 販売費および一般管理費	
1. 従業員給料手当	7
2. 広告料および輸送料	4
3. その他営業経費	3
4. 役員給料手当	5
5. 店舗設備賃借料	2
6. 建物減価償却費	2
	23
営業利益	37
IV 営業外費用	
1. 支払利息	7
	7
経常利益	30
特別損益の部	
V 特別利益・特別損失	0
税引前当期利益	30
法人税等負担額	13
	13
当期利益	17

表 3.3 株式会社 ミナト商会の B/S

貸借対照表(単位百万円)

1978年12月31日現在

資産の部	
I 流動資産	
1. 現金	80
2. 売掛金	55
3. 商品	30
	165
流動資産合計	
II 固定資産	
1. 建物	40
(差引)減価償却引当金	2
	38
2. 土地	40
3. 敷金	2
	80
固定資産合計	
資産合計	
	245
負債の部	
I 流動負債	
1. 買掛金	60
2. 短期借入金	16.5
3. 未払税金	13
	89.5
流動負債合計	
II 固定負債	
1. 長期借入金	38.5
	128
負債合計	
資本の部	
I 資本金	
	100
II 剰余金	
1. 利益準備金	—
2. 当期利益	17
	17
資本合計	
	117
負債および資本合計	
	245

〈補説〉

法人税等負担額は「損益」勘定から差し引いておいて、税引後の損益勘定残高を未処分利益勘定に振替える、という手順をとることもある。

3. 外部報告用の財務諸表の形式

ミナト商会の損益計算書(P/L)と貸借対照表(B/S)は、すでにこの講座の第1回に、簡単な勘定形式で示しておいた。しかし、もしこの会社が、株式を上場する公開株式会社である場合は、商法や財務諸表規則などに従って「報告式」とよばれる表示形式を用いるのが普通である。

われわれが通常目にする財務諸表は、そのようなものであるから、ここで、ミナト商会のP/LとB/Sを、報告式に作りかえてみると、表3.2および表3.3のようになる。

ただし、このミナト商会の財務諸表は、項目がごく簡単な架空の例なので、もう少し一般性のある具体例として、手許にある某中堅上場企業(かりにQ工業会社とよぶ)の営業報告書から、一部分簡略化したものを示しておこう(表3.4、表3.5参照)。

〈付記〉

この会社の例を選んだのは、項目があまり複雑でなく、この講座で取り上げたい内容が適度に盛り込まれている(つまり解説用に便利である)からである以外、特別な意図はない。

4. 損益計算書の読み方

表3.2や表3.4から示唆されるように、通常の株式会社の損益計算書は、大きく**経常損益の部**と**特別損益の部**とに分けられるが、これをさらにくわしくみると、つぎの5つのパート(計算のステップ)に分けられている。

(1) 売上総利益の計算

まず第1のステップでは、売上高から売上原価を差し引いて売上総利益(gross margin)を示す。ここで「売上原価(cost of good sold)」とは、販売された商品に直接関連するコストのことであり、ミナト商会の場合は商品の仕入原価がこれに相当する。

Q工業会社の場合の「売上原価」とは、製造に関連するコスト(工場で費される材料費や労務費、設備費用や

表 3.4 Q工業会社のP/L
損益計算書

自 昭和53年4月1日
至 昭和54年3月31日 (単位:百万円)

科 目		金 額	
営業損益の部 経常損益	営業収益		
	売上高	236,072	
	営業費用		
	売上原価	186,176	
	販売費および一般管理費	42,897	
	営業利益	6,999	
	営業外損益の部 損益	営業外収益	
		受取利息および配当金	4,280
		雑収入	3,064
		営業外費用	
支払利息および割引料		7,147	
雑支出		2,043	
経常利益	5,153		
特別損益の部 損益	特別損失		
	固定資産売却および除却損	369	
	有価証券評価損	40	
	税引前当期利益	4,744	
	法人税等引当額	3,200	
	当期利益	1,544	
	前期繰越利益	567	
中間配当額	694		
利益準備金積立額	69		
当期末処分利益	1,348		

生産上の各種間接経費)のうち、当期に販売された部分に対応するものであり、いわゆる変動費と固定費をすべて含めた「製品原価計算」の結果がここに示される。

(2) 営業利益の計算

こんにちの慣行では、商品の売上原価以外の販売活動に要した諸費用(セールスマンの人件費、販売用設備の賃借料や償却費、広告料や輸送料など)は**販売費(selling expenses)**とし、本社管理部門の人件費や諸経費は**一般管理費(general administrative expenses)**として、売上総利益の計算から区別しておく。そして、この販売費と一般管理費を売上総利益から差し引いた額を**営業利益**とするのである。

販売費と一般管理費を一括して営業費とよぶこともあるが、これを売上原価と区別する基本的な考え方は、後者は売上高に対して個別の対応をさせ、前者は期間的対応をさせるということである。たとえば、ミナト商会では当期に商品を205百万円仕入れたが、そのうち30百万

表 3.5 Q工業会社の B/S

貸借対照表

昭和54年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	184,074	流動負債	164,430
現金預金	42,571	支払手形	55,165
受取手形	21,599	買掛金	17,050
売掛金	41,373	短期借入金	66,297
有価証券	22,165	預り金	8,894
製品	10,045	納税引当金	2,923
販売用土地	17,627	賞与引当金	2,115
原材料	5,562	完成工事補償引当金	163
仕掛品	5,150	その他の流動負債	11,824
短期貸付金	3,877	固定負債	58,771
その他の流動資産	15,256	社債	14,217
貸倒引当金	△ 1,151	長期借入金	37,430
固定資産	62,996	長期未払金	147
有形固定資産	29,586	退職給与引当金	6,977
建物	8,641	負債合計	223,201
構築物	1,313		
機械装置	8,240	(資本の部)	
車両運搬具	146	資本金	9,438
工具器具備品	1,967	法定準備金	5,037
土地	7,376	資本準備金	3,996
建設仮勘定	1,903	利益準備金	1,041
無形固定資産	309	剰余金	9,528
工業所有権	118	価格変動積立金	499
施設利用権	191	海外投資損失積立金	215
投資等	33,101	特別償却積立金	741
投資有価証券	13,078	退職手当積立金	1,600
子会社株式	7,209	別途積立金	5,125
長期貸付金	6,423	当期末処分利益	1,348
敷金および保証金	2,778	(うち当期利益)	(1,544)
その他の投資	3,735	資本合計	24,003
貸倒引当金	△ 122	負債および資本合計	247,204
繰延資産	134		
社債発行費	134		
資産合計	247,204		

動のコストの比重がいちじるしく増大した近代企業にそのまま適用するのは不適当だとする批判もある。

また、セールスマンへの歩合給や販売代理店への手数料、ある種の輸送費のように、商品や製品との個別対応が可能なものまで、販売費だという理由で期間費用 (period cost) とし、一方、工場の管理部門の件費や工場建物の償却費のように、製品と個別に対応させることはできないような多くの間接費を、工場のコストというだけの理由ですべて製品原価 (product cost) とする慣行は、企業の計画や管理の立場からみて不合理だとする批判も少なくない。

(3) 経常利益の計算

上記の営業利益に、営業外収益を加え、営業外費用を引いたものを経常利益という。ここで営業外収益とは、預金や貸付金、有価証券などからの受取利息や配当金などが主なものであり、営業外費用とは、短期・長期借入金の利息や、手形の割引料などが主なものである。つまり営業外損益の区分には主として財務活動から生じる損益が集められ、これを「主たる営業活動」からの利益 (つまり営業利益) の計算から区別して表示しようという考え方である。

円は期末に在庫になっているので、販売された175百万円相当だけを当期費用として、収益と対応させると考えるのが個別対応である。これに対して、営業費のほうは、商品の販売量が多くても少なくても、ある年度に発生した分はすべてその期の費用とされるのである。

〈補説〉

このような考え方は、商品の仕入原価や製品の製造原価が企業の総コストの大部分を占める時代に制度化されたものであるから、流通活動や一般管理活

ただし、金融業のように、財務活動が主たる営業活動になっている業種では、利息の収入・支出はもちろん営業利益の計算に含められる。

なお、企業が設備投資計画を立てるときには、資本投下に伴う利子負担は重要な考慮事項になるし、在庫や売掛債権の増減に伴って変動する運転資金の利子も大きな関心の対象になることが多い。そのため、支払利息を「営業外」の費用と考えるのは不適当であり、むしろ「製品原価」を構成する要素とすら言える、という主張 (いわ

ゆる「利子の原価性」という議論)もある。

いずれにせよ、この営業外損益を営業利益に加減した値は、企業の経営活動から生じた利益であるという意味で「経常利益」とよばれるのである。

営業利益や経常利益は、経営分析で企業の収益力を判断する際に重視される金額である。

(4) 税引前当期利益の計算

経常利益に特別利益を加え、特別損失を引いた値が税引前当期利益である。ここで特別利益または損失に含まれるのは、

- (イ) 本来その発生は過年度に属するものであるが、当期にその事実がはっきりしたという(つまり過年度損益の修正という性格の)項目。たとえば、設備を予定耐用年数以前に除却することによって生じる

「固定資産処分損」は過年度の償却不足分を当期に一举に計上することで生じる。また、前期の売上に対して貸倒れを見積っていたところ、今期になってその引当額が多すぎたことがわかった場合に行なわれる引当金の戻し入れという処理もこれに属する。

- (ロ) 当期に発生したものではあるが内容的に「経常」利益の計算に含めるのは不適當と考えられるような臨時巨額のもの。たとえば、火災や台風で工場が大きな被害をこうむったとか、遊休資金で買っていた土地が値上がりして大きな売却益を得たというようなものは、その特徴ある例である。

このような特別損益を経常損益と分離して表示する理由は、企業をとりまく利害集団(とくに一般投資家)に対して、その年度の業績を区別して報告したあとで、配当などの処分可能な利益も示すという二重の目的を充たすためである。

(5) 当期利益の計算

税引前の当期利益から法人税や住民税を差引いたものが(税引後の)当期利益であり、最終的な企業のもうけをあらわすことになる。

以上の各区分の関係を図に示すと図3.1のようになる。

5. 貸借対照表の読み方

外部報告用の貸借対照表では、勘定形式のB/Sの借方に相当する部分を資産の部とよび、貸方を負債の部および資本の部に分けて表示する。ここで資本の部という

税引後損益の計算	税引前損益の計算	経常損益の計算	営業損益の計算	売上総利益の計算	売上高	235
					売上原価	175
					〈売上総利益〉	60
				販売費・一般管理費の計算	販売費	16
					一般管理費	7
					〈営業利益〉	37
				営業外損益の計算	営業外収益	0
					営業外費用	7
					〈経常利益〉	30
				特別損益の計算	特別利益	0
	特別損失	0				
	〈税引前当期利益〉	30				
	税金の計算	法人税等	13			
		〈当期利益〉	17			

図 3.1 損益計算書の区分(数字はミナト商会の例)

ときの「資本」とは、資産から負債を差引いた正味資本——英語では Net worth (純資産)という——をさす狭い意味のものであり、一般に「自己資本」とよばれるものに相当する。

以下、これら3つの区分の内容について、簡単に説明を加えることにしよう。ミナト商会のB/Sを用いて、一般に行なわれている分類法を適用してみると図3.2のようになる。この図を参照しながら、以下の説明をお読みいただきたい。

5.1 資産の部

貸借対照表上の資産の本質は、すでに説明したように、企業資本の運用形態のうち、費用とならずに(価値が費消せずに)残っていると判断された部分のことであり、原則として取得原価(対価として支出した金額)で表示される。つまり、個々の資産項目の財産価値を示すことを意図して作られたものではなく、継続事業体(going concern)の期間損益計算の結果として作成される残高表という性格のものである。

しかし、この表を財務分析的な観点からみると、資産の各項目を将来現金として回収されるまでのスピード、ないし期間に相違のある諸項目として眺めることができる。一般に行なわれている流動資産と固定資産という分類がそれである

〈補説〉

資産や負債を流動(current)・固定(fixed)と分け

流動資産 165 (67%)	当座資産 135 (55%)	現金資金 80 (33%)	取引債務 60 (24%)	流動負債 89.5 (36%)	負債 127 (52%)
			短期借入金 など 29.5(12%)		
		取引債権 (22%)	固定負債 38.5(16%)		
	棚卸資産 30(12%)	元入資本 100(41%)			
固定資産 80 (33%)	有形固定資産 78(32%)		自己資本 117 (48%)		
	投資 2(1%)	留保利益 17(7%)			
合計 245(100%)		合計 245(100%)			

図 3.2 貸借対照表の内容(数字はミナト商会の例)

る習慣は、1920年代の米国で、銀行家などの債権者が企業の短期の支払い能力——1年以内に支払い期限のくる流動負債を、1年以内に現金化する流動資産で十分回収できるかどうか——を判定するための要請から一般化したものだと言われており、債権や債務の期限が1年以内かそれ以上かによって流動・固定と分ける習慣(いわゆるワン・イヤー・ルール)はこんにちまで受け継がれている。

(1) 流動資産の内容

流動資産に属する項目は、基本的にはつぎの3つに大別される。

(i) 現金資金……現金や預金、市場性のある有価証券のように、即時(またはごく短期)に支払資金として利用できるもの。

(ii) 短期債権……回収までの期間が1年以内の債権。これはさらに、つぎの2つに分けることも多い：

(a) 商品や製品の売上に伴う売掛金や受取手形——これらを取引債権とよぶ。

(b) その他の短期債権、たとえば商品や材料代金の前払い金、短期の貸付金、貸付や預金の利息の未取分など。

取引債権は利子を生まない債権であり、金額も大きいのが普通であるため、内部管理上この区別が重視されることが多い。

(iii) 棚卸資産……商業の場合の商品や、製造業の場合の材料、買入部品、仕掛品、製品などがこれに相当す

る。

棚卸資産とは、一般に、通常の営業過程で販売を目的として保有する財貨、または販売を目的とした製品を製造するために投入される予定の財貨のことをいう。したがって、たとえば住宅会社が販売用にもっている土地や建物は棚卸資産であって、固定資産とはされない(Q工業会社の流動資産の欄を参照)。

なお、前述の現金資金および、短期に現金として回収される予定の債権とを合わせて当座資産とよび、経営分析上とくに短期の支払い能力をみるときの尺度として使われる。

(2) 固定資産の内容

ミナト商会のB/Sでは、固定資産の内容は有形固定資産と投資とから成っているが、一般には、Q工業会社のように、このほかに無形固定資産という区分も設け、3つに分類される。

(i) 有形固定資産……土地や建物、機械装置、橋や煙突や軌道などの構築物、車輛、船舶、店舗用の設備などのように、形のある資産で、長期的な使用の目的で保有されるものである。ただし、自動車メーカーの乗用車やトラック、造船会社の船舶、建設会社の土地や建物のように、販売の目的で所有されるものは、既述の「棚卸資産」に含められる。

土地以外の、減価償却の対象になる有形固定資産(これらを償却資産とよぶ)をB/Sに表示するときは、取得原価と減価償却累計額を併記したうえで、償却後の正味在高を示すことも多い。

美術品や骨董品のたぐいを、販売用ではなく所有する場合(たとえば、オフィスの装飾用として使うなど)は、有形固定資産ではあるが非償却資産の扱いを受ける。

なお、Q工業会社のB/Sにある建設仮勘定という固定資産項目は、まだ建設中で、事業活動に利用されていない設備への既投資額をあらわすものであり、工事が完成すれば、適当な名称の固定資産勘定の取得原価に加算される。

(ii) 無形固定資産……有形の物財ではないが、長期にわたって事業活動に利用される各種の諸権利のことであり、具体的にはつぎのようなものがある。

(a) 特許権、実用新案権、商標権、意匠権、地上権、鉱業権などの法律上の権利。

(b) 営業権(通常は他社をB/S上の純資産以上の価額で買収したときの、買収価額とB/S上の純資産との差額として計上されるもので、一種ののれん価値である)。

無形固定資産のうち、地上権のような非償却性のもの以外は償却後の値でB/Sに計上される。

(イ) 投資……B/S上に示される投資とは、設備投資のようなものではなく、長期貸付金や、特定目的で長期間所有する公債・社債・株式などへの投資額をさす。これには、つぎのようなものが含まれる。

- (a) 他会社を支配する目的の投資（たとえば関係会社への出資や長期貸付など）、
 - (b) 長期的な利殖を目的とするもの（たとえば有価証券や不動産などへの投資）、
 - (c) その他の投資（たとえば従業員への住宅資金の貸付けとか、長期契約の相手への保証金や敷金など）。
- (3) 繰延資産について

こんにちの会計制度では、流動資産と固定資産のほかに、繰延資産という第3の資産区分を設けるのが普通である。

流動資産と固定資産に属する諸項目は、資本運用のうち、有形の物財や、法律上の権利、あるいは有価証券や貸付契約などの裏付けがある投資項目である。ところが、継続事業体としての企業活動では、このような裏付けのない投資でも、たとえば研究開発費のように、その効果が将来にわたって生じるものが少なくない。

このような種類の投資は、支出が行なわれた年度だけの費用とするよりも、固定資産と同じように、投資の効果が及ぶ長期にわたって徐々に償却（費用化）するほうが、期間利益の計算が合理的になるという考え方のもとに、これを繰延資産という区分に表示するのである。たとえば、会社の創立費や開業費、試験研究費・開発費、新株発行費、社債発行差金などがそれぞれである（紙幅の関係で個々の項目の説明は省略する）。

5.2 負債の部

会計上の負債の本質は、資本の源泉のうち、法律や契約による返済義務を伴うものをいうが、実務上は、どれだけ資本が流入したかではなく、どれだけ返済義務があるかを B/S 上に表示する慣行になっている。たとえば、額面1000万円の社債を割引発行して950万円しか入金しなかったという取引があった場合、これを、

（借方）現金 950万円 （貸方）社債 950万円

というように仕訳記入するのではなく、

（借方）現金 950万円 （貸方）社債 1000万円
社債発行差金 50万円

というように記入するのである。

<補説>

社債発行差金は、社債の実質利息の前払い分とみ

なして、これを繰延勘定の1項目とし、その額を社債償還までの各年度に配分して費用化（償却）していくことになっている。

負債は、流動負債と固定負債とに大別される。ここで流動・固定という区別は、返済までの期限が1年以内かどうかという、いわゆるワン・イヤー・ルールに従う。したがって、社債や長期借入金であっても、満期が1年未満の分はこれを短期借入金に含めるか、あるいは「1年内償還の社債」というような名称で、流動負債に移すことになる。

5.3 資本の部

資本の部で重要なのは、元入れ資本の性格のもの、事業活動の成果である利益の留保ぶんとを、はっきり区別することである。

(1) 元入れ資本

元入れ資本のうち、資本金として表示されるのは、額面株式の額面総額と、無額面株式の発行価額との合計額である。

元入れ資本のうち「資本金」に計上されない部分、たとえば時価発行によって額面以上の資本が流入した場合の超過額（株式発行差金）や、資本助成の目的で政府から助成を得た額（建設助成金）などを資本剰余金とよぶ。

(2) 留保利益

これについてはすでに説明した。利益のうち、商法の規定に従って積立てる利益準備金と、株主総会で用途を特定して積立てる各種名義の積立金、および未処分利益がこれに属する。

なお、会計学の通説では、資本の部のうち「資本金」以外のものを総称して剰余金とよび、剰余金のうち元入れ資本に属するものを資本剰余金、留保利益のことを利益剰余金とよび分けている。これに対して、商法では、会計学上の資本剰余金のうちの一部のものを資本準備金として、元入れ資本の扱いをすることを認めているにすぎない。

Q工業会社の B/S では、法定準備金の区分の利益準備金と、剰余金のすべてが、会計学上の利益準備金（利益の留保分）に相当するものである。

<付記>

商法の計算規定にもとづいて B/S を作成するときには、負債の部で、流動負債と固定負債のほかに、特定引当金という区分を見かけることも多い。ただし、予定の紙幅を超過しているので、引当金に関する詳しい説明は別の機会にゆずりたい。